

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ
Steering & Science Committee 内規

平成26年5月13日 制定
機構長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ Steering & Science Committee (以下、「SSC」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 SSCは、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ内規(以下、「TR機構内規」という。)第2条に定める目的を達成するため、TR機構に対し、医薬品・医療機器のトランスレーショナル・リサーチに必要な事項に関して高度な専門的アドバイスを行う諮問委員会としての役割を果たすものとする。

(組織)

第3条 SSCは、委員長(以下、「SSC委員長」という)、委員(以下、「SSC委員」という。)及びリーガル・アドバイザーをもって組織する。

2 SSC委員は、医薬品・医療機器開発全般、レギュラトリーサイエンス、医薬・医療に関する知的財産権、ビジネスティベロップメント(大手企業、ベンチャー企業及び学外研究機関等との共同研究、知的財産のライセンス、その他関連する業務のマネジメント一般)、ベンチャーキャピタル投資等の分野について専門性を有する学内外の者とする。

3 リーガル・アドバイザーは、SSCの活動全般について法的な観点から助言を行う法律家(弁護士)とする。

(委員長)

第4条 SSC委員長は、TR機構特任教授をもって充てる。

(委員及びリーガル・アドバイザー)

第5条 SSC委員及びリーガル・アドバイザーは、SSC委員長が候補者を選定し、TR機構

運営委員会において審議の上、任命する。

- 2 **SSC 委員及びリーガル・アドバイザーの任期は、原則として各年度の4月1日から3月31日までの1年とする。但し、再任を妨げない。また、前任のSSC委員又はリーガル・アドバイザーを補充する場合には、その任期は前任者の残任期間とする。**
- 3 **SSC 委員及びリーガル・アドバイザーは、SSC 委員長に書面で通知することにより、いつでも辞任することができるものとする。**
- 4 **TR 機構は、SSC 委員又はリーガル・アドバイザーが、委嘱契約に違反した場合、SSC 委員又はリーガル・アドバイザーとして期待される貢献を行うことが困難であると TR 機構が判断した場合、公序良俗に反する行為を行った場合、その他 SSC 委員又はリーガル・アドバイザーとしての資質を欠くと判断した場合には、当該委員又はオブザーバーに書面で通知することにより、いつでも解任することができるものとする。**
- 5 **学外の SSC 委員及びリーガル・アドバイザーは、東京大学の謝金基準に従って謝金を支払われるものとする。**
- 6 **学外の SSC 委員及びリーガル・アドバイザーは、就任に際し、東京大学と、上記第2項ないし第5項の内容のほか、秘密保持、利益相反の防止及び知的財産権の取扱いに関する規定を含む内容の委嘱契約を締結するものとする。**

(会議の招集及び開催)

- 第6条 **SSC 委員長は、必要に応じて、適宜の方法で会議を招集し、これを開催するものとする。**

(遵守事項)

- 第7条 **SSC 委員及びリーガル・アドバイザーは、TR 機構内規第2条の目的に鑑み、委嘱契約及び本内規の細則を遵守するほか、SSC に対し、自らの専門的知見に基づき、中立かつ公平な助言を行い、委員自身又は委員の所属する会社その他の組織等への不当な利益誘導等を行わず、また利益誘導等を疑われる状況が生じないようにする義務を負う。**